# 大阪信愛学院短期大学 自己点検・評価規程

(目的)

第1条 大阪信愛学院短期大学(以下、本学という)は、本学学則第3条に基づき、本学の建学の精神および教育目的を堅持しつつ、本学に求められる社会的要請に応え、教育研究活動の充実とその水準の向上を図ることを目的として、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを踏まえて自己点検評価を行う。

## (点検・評価の実施組織)

第2条 自己点検・評価を組織として実施するため、点検評価委員会および点検評価 部門担当者委員会を置く。

2 自己点検評価の妥当性と客観性を高めるために外部評価を行う。

## (委員の構成)

第3条 点検評価委員会は、委員として学長のもとに副学長、各学科長、および第一項教授会が推薦した教授若干名をもって構成し、委員長は委員の中から学長が委嘱する。

2 点検評価部門担当者委員会は、既設の各学科・各部・課および各種委員会等の内、 点検・評価項目に直接関わりのある各部署の教職員をもって構成する。

#### (実施方法)

第4条 自己点検・評価を毎年実施するにあたり、点検評価委員会の職務内容を次のとおりとする。

- 1) 点検・評価に関する基本的事項の検討
- 2) 点検・評価項目および評価基準の設定
- 3) 点検・評価の実施計画の策定
- 4) 点検・評価に関する作業全体の総括
- 5) 点検・評価の外部評価委員(地域社会や産業界等)等への評価依頼
- 6) 点検・評価結果の理事会および教授会への報告
- 7) 点検・評価の結果に基づき、必要に応じて改善措置等の提言
- 8) その他、自己点検・評価に関する必要事項の検討
- 2 点検評価部門担当者委員会の職務内容は次のとおりとする。
  - 1) 自己点検・評価に関して教職員への周知と協力依頼
  - 2) 設定された項目の点検・評価の実施

3) 点検の結果について、積極的に評価する点、改善を必要とする点、その他提案 事項等に分別した報告書の作成と点検評価委員会への提出

## (点検・評価結果の活用)

- 第5条 理事会および教授会は、委員会の報告に基づき、教育研究活動等の現状を把握し、その改善を図るとともに、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- 2 各学科・各部・課および各種委員会等は、その評価結果を総合的に検討し、それ ぞれの活動内容の改善向上に努めるものとする。
- 3 教職員は、点検・評価の結果を踏まえ、それぞれの職務にあって、その教育研究 活動等の向上に努めるものとする。
- 4 点検評価委員会は、自己点検・評価の作業過程とその結果を踏まえ、第4条第1 項に<u>規定</u>する事項について定期的な見直しを行い、その改善に努めるものとする。

## (規程の改正)

第6条 この規程の改正は、教授会の議を経て行うものとする。

### 附則

- 1. この規程は、平成6年4月1日より施行する。
- 2. この規程は、平成30年4月1日より施行する。
- 3. この規程は、平成31年4月1日より施行する。